

三朝町告示第90号

平成28年第7回三朝町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年11月21日

三 朝 町 長 吉 田 秀 光

- 1 期 日 平成28年11月24日 午後3時
- 2 場 所 三朝町議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認について（平成28年度三朝町一般会計補正予算（第4号））
 - (2) 専決処分の承認について（平成28年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））
 - (3) 専決処分の承認について（平成28年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号））
 - (4) 専決処分の承認について（平成28年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号））
 - (5) 専決処分の承認について（平成28年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号））
 - (6) 専決処分の承認について（平成28年度三朝町水道事業会計補正予算（第2号））
 - (7) 平成28年度三朝町一般会計補正予算（第5号）
 - (8) 平成28年度三朝町水道事業会計補正予算（第3号）
 - (9) 三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について
 - (10) 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - (11) 三朝町税条例等の一部改正について

○開会日に応招した議員

石 田 恭 二
池 田 雅 俊
中 信 貴美代
清 水 成 眞
平 井 満 博
牧 田 武 文

吉 田 道 明
能 見 貞 明
山 口 博
藤 井 克 孝
山 田 道 治
福 田 茂 樹

○応招しなかった議員

な し

第7回 三 朝 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成28年11月24日（木曜日）

議事日程

平成28年11月24日 午後3時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- ・ 例月出納検査の結果報告について
- ・ 議員派遣について
- ・ 報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について（三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）
- ・ 報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

日程第4 議案第83号 専決処分の承認について（平成28年度三朝町一般会計補正予算（第4号））

日程第5 議案第84号 専決処分の承認について（平成28年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））

日程第6 議案第85号 専決処分の承認について（平成28年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号））

日程第7 議案第86号 専決処分の承認について（平成28年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号））

日程第8 議案第87号 専決処分の承認について（平成28年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号））

日程第9 議案第88号 専決処分の承認について（平成28年度三朝町水道事業会計補正予算（第2号））

日程第10 議案第89号 平成28年度三朝町一般会計補正予算（第5号）

日程第11 議案第90号 平成28年度三朝町水道事業会計補正予算（第3号）

- 日程第 12 議案第 91 号 三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 13 議案第 92 号 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 93 号 三朝町税条例等の一部改正について
- 日程第 15 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- ・ 例月出納検査の結果報告について
 - ・ 議員派遣について
 - ・ 報告第 6 号 議会の委任による専決処分の報告について（三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）
 - ・ 報告第 7 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 4 議案第 83 号 専決処分の承認について（平成 28 年度三朝町一般会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 5 議案第 84 号 専決処分の承認について（平成 28 年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 6 議案第 85 号 専決処分の承認について（平成 28 年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 7 議案第 86 号 専決処分の承認について（平成 28 年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 8 議案第 87 号 専決処分の承認について（平成 28 年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 9 議案第 88 号 専決処分の承認について（平成 28 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 10 議案第 89 号 平成 28 年度三朝町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 11 議案第 90 号 平成 28 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 91 号 三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第 13 議案第 92 号 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第 14 議案第 93 号 三朝町税条例等の一部改正について

日程第 15 議員派遣について

出席議員（12 名）

1 番	石 田 恭 二	2 番	吉 田 道 明
3 番	池 田 雅 俊	4 番	能 見 貞 明
5 番	中 信 貴美代	6 番	山 口 博
7 番	清 水 成 真	8 番	藤 井 克 孝
9 番	平 井 満 博	10 番	山 田 道 治
11 番	牧 田 武 文	12 番	福 田 茂 樹

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長…………… 山 根 猛 昭 副主幹…………… 小 椋 智 子

説明のため出席した者の職氏名

町長……………	吉 田 秀 光	副町長……………	岩 山 靖 尚
教育長職務代理者……………	藤 井 俊 子	総務課長……………	西 田 寛 司
財務課長……………	赤 坂 英 樹	町民税務課長……………	片 岡 里 美
子育て健康課長……………	前 田 敦 子	企画観光課長……………	椎 名 克 秀
建設水道課長……………	米 原 英 章	教育総務課長……………	小 椋 泰 志
文化ホール館長……………	吉 田 弘 幸	社会教育課長……………	松 原 照 宗
危機管理課参事……………	佐々木 敦 宏	教育総務課参事……………	河 村 明 浩
社会教育課参事……………	馬 野 真由美		

午後 3 時 5 1 分開会

○議長（福田 茂樹君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 7 回三朝町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（福田 茂樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 118 条の規定により、10 番、山田道治議員、1 番、石田恭二議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（福田 茂樹君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（福田 茂樹君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

例月出納検査の平成 28 年 8 月分、9 月分及び 10 月分の結果報告書が監査委員から提出されておりますので、閲覧願います。

次に、議員の派遣について、お手元に配付している資料のとおり派遣しましたので報告します。

次に、報告第 6 号、議会の委任による専決処分の報告について（三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）、報告第 7 号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）についての報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 報告を申し上げる前に、この度の鳥取県中部地震により被害を受けられました皆様に心から御見舞いを申し上げます。

この度の被害の状況を申し上げますと、10月21日午後2時7分頃に発生しました鳥取県中部地震では、地震の規模マグニチュード6.6、本町では震度5強が観測された非常に激しい地震でありました。しかし、奇跡的に1人の犠牲者も出なかったことが不幸中の幸いでありました。住宅被害、崖崩れ、道路や農地などへの被害、さらには旅館を初めとする観光業に大打撃を受けたところでございます。地震発生後速やかに災害対策本部を立ち上げ、職員一丸となり鳥取県を初めとする関係機関や団体から支援していただきながら、震災対応に務めてまいりました。今後は被災された方々への支援、基幹産業である農林業、観光業への支援などが大きな課題ですが、引き続き全力を上げて取り組み一日も早い復興を目指していきたいと考えています。

それでは報告第6号及び報告第7号、議会の委任による専決処分の報告について申し上げます。

報告第6号につきましては、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する条例で所要の改正を行うことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第2項の規定により本会議に御報告申し上げるものでございます。

次に報告第7号についてでございますが、これは平成28年10月24日に発生しました町の公用車による交通事故について、相手方と和解し損害賠償額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定により本会議に御報告申し上げるものでございます。

よろしく御理解を賜りたいと存じます。

日程第4 議案第83号 から 日程第9 議案第88号

○議長（福田 茂樹君） お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して、日程第4から日程第9の6件の議案を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して、日程第4から日程第9、すなわち議案第83号から議案第88号の6件の議案を一括議題とすることといたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 今期臨時会に提案いたしました各議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第83号から議案第88号までの6件の議案につきましては、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、これを報告して承認を求めたいとするものでございます。今回の6件の専決処分による補正予算はいずれも鳥取県中部地震復興プロジェクトとして10月21日に発生した鳥取県中部地震の被災者支援、公共施設等の復旧、風評被害対策等に関するものでございます。

まず議案第83号、平成28年度三朝町一般会計補正予算（第4号）についての専決処分につきまして概要を申し上げます。今期の補正では、今回の震災に係る災害対策本部の運営等に関する経費のほか、被災者等への支援対策として避難所の設置、がれき等処理事業や被災者住宅再建等総合支援事業として、被災した住宅の再建及び修繕について支援を行うこととし、必要な措置を講じております。

また、本町の主要産業である観光業を中心とする風評被害が懸念されたことから、三朝温泉旅館協同組合と連携をして元気な三朝温泉発信事業に取り組むこととし、風評被害による本町の経済への影響を最小限に食い止めていくこととしたものでございます。

また、今回の地震により、公共施設についても相当な被害を受けており、使用不能となった施設も多くあることから、応急的な処置とあわせ早期復旧に向けて取り組んでいくこととし、必要な経費を計上したものでございます。

以上が補正の主な内容でございますが、これらの財源について、国県補助金、町債等の調整を行ったほか、震災の支援としていただいたふるさと納税等の寄附金を活用させていただくこととし、今期補正予算では歳入歳出それぞれに2億7,750万円を追加し、補正後の予算の総額を53億5,574万6,000円とするものでございます。

次に、議案第84号の簡易水道事業特別会計から議案第88号、水道事業会計までの5つの特別会計及び企業会計の補正予算に係る専決処分につきましては、上下水道等それぞれの会計が所管する施設についてもこの度の地震により被害を受けており、早期復旧を図るため、応急復旧等の経費をそれぞれの会計において措置したものでございます。

以上専決処分いたしました6件の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。公共施設等の本格復旧、被災された方々の生活再建支援、風評被害対策等が大きな課題であります、今後も引き続き全力をあげてこれに取り組み、一日も早い復興を目指したいと考えておりますの

で、よろしく御審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福田 茂樹君） 続いて各議案について細部説明を求めます。議案第83号、専決処分の承認について（平成28年度三朝町一般会計補正予算（第4号））について、赤坂財務課長。

○財務課長（赤坂 英樹君） 議案第83号、専決第6号、平成28年度三朝町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について御説明申し上げます。

議案書11ページを御覧いただきたいと思います。今回の補正額については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ、2億7,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億5,574万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容を事項別明細書により、御説明させていただきます。

はじめに、歳出から御説明申し上げます。今回の補正予算は、鳥取県中部地震災害に係る被災者支援、公共施設等の復旧事業等、緊急的に対応が必要な事項について措置したものでございます。議案書18ページ、総務費の財産管理費につきましては、総合文化ホール、福祉センター等今回の地震で被災した公共施設について、復旧費や応急的な対策費等について、それぞれ計上いたしております。

次に、民生費の災害救助費につきましては、災害対策本部の運営費、避難所設置費等のほか、応急対策費としてブルーシート等応急対策に必要な資材等について措置しております。

19ページ、商工費の観光費については、今回の震災により、本町の主要産業である観光業を中心とする風評被害が懸念されたことから、三朝温泉旅館協同組合と連携して、元気な三朝温泉発信事業として、PR活動や復興クーポン事業等に取り組むこととし、風評被害による本町の経済への影響を最小限に食い止めていくこととしたものでございます。

次に、土木費の被災者住宅再建等費については、被災者住宅再建等総合支援事業として、住宅が被災した世帯の住宅再建及び修繕を支援することとし、所要の額を計上したほか、罹災証明書の発行、がれき等の処理費について計上いたしております。

20ページ、災害復旧費については、道路や小中学校、社会体育施設等の施設の復旧事業について、それぞれ措置したものでございます。

次に、17ページの歳入でございます。歳入につきましては、今回の災害対策費について、国・県補助金、町債等の調整を行ったほか、住宅再建等総合支援事業について、震災支援としていただいたふるさと納税等の寄附金を活用することとしたほか、元気な三朝温泉発信事業にふるさと応援基金を活用するよう措置したものでございます。

以上が平成28年度三朝町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。どうぞよろしく

お願いします。

○議長（福田 茂樹君） 議案第84号、専決処分の承認について（平成28年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））、議案第85号、専決処分の承認について（平成28年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号））、議案第86号、専決処分の承認について（平成28年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号））、議案第87号、専決処分の承認について（平成28年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号））、議案第88号、専決処分の承認について（平成28年度三朝町水道事業会計補正予算（第2号））について、米原建設水道課長。

○建設水道課長（米原 英章君） 議案第84号、専決処分の承認について、専決第7号、平成28年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書は27ページから御覧いただきたいと思います。1ページめくっていただき29ページです。今期補正予算では、歳入歳出からそれぞれ257万円を追加し、歳入歳出それぞれ4,137万円とするものでございます。

内容につきましては、33ページから御覧いただきたいと思います。歳入につきましては、簡易水道施設改修基金繰入金でございます。

歳出につきましては、同じく33ページ中段からでございます。簡易水道費では、鳥取県中部地震に伴い水源が濁りその対策として500リットル簡易タンクを11集落に設置したほか、湯谷簡易水道施設の水源に土砂が崩落したため、その仮復旧に要した資材等を含めた応急復旧事業として計上しております。

また、その本復旧事業として災害復旧に係る委託料と工事費を計上するもので、歳入歳出それぞれ所要の額を措置したものでございます。

以上が専決処分の承認について、専決第7号、平成28年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の細部説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第85号、専決処分の承認について、専決第8号、平成28年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書は39ページから御覧いただきたいと思います。1ページをめくっていただき41ページです。今期補正予算では、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出それぞれ2,310万円とするものでございます。

内容につきましては、45ページから御覧いただきたいと思います。歳入につきましては、財政調整基金繰入金でございます。

歳出につきましては、鳥取県中部地震により6号源泉の貯湯タンク1基に亀裂が入りましたので、その応急復旧工事費として計上したもので、歳入歳出それぞれに所要の額を措置したものでございます。

以上が専決処分の承認について、専決第8号、平成28年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）の細部説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第86号、専決処分の承認について、専決第9号、平成28年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書は51ページから御覧いただきたいと思います。

1ページめくっていただき53ページです。今期補正予算では、歳入歳出それぞれ101万円を追加し、歳入歳出それぞれ3億8,131万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、57ページから御覧いただきたいと思います。歳入につきましては、財政調整基金繰入金でございます。

歳出につきましては、同じく57ページ下段を御覧いただきたいと思います。総務費では、鳥取県中部地震により下水道マンホールの一部沈下、また隆起がありましたので、その応急工事を行うこととし、歳入歳出それぞれ所要の額を措置したものでございます。

以上が専決処分の承認について、専決第9号、平成28年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の細部説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第87号、専決処分の承認について、専決第10号、平成28年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書は63ページから御覧いただきたいと思います。1ページめくっていただき65ページでございます。今期補正予算では、歳入歳出それぞれ101万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,441万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、69ページから御覧いただきたいと思います。歳入につきましては、一般会計繰入金でございます。

歳出につきましては、69ページ下段で御覧いただきたいと思います。総務費では、鳥取県中部地震によりまして、下水道集落排水のマンホールが一部沈下、隆起がありましたので、その応急工事を行うこととし、歳入歳出それぞれ所要の額を措置したものでございます。

以上が専決処分の承認について、専決第10号、平成28年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）の細部説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第88号、専決処分の承認について、専決第11号、平成28年度三朝町水道事業会計補

正予算（第２号）について説明申し上げます。

議案書は７５ページから御覧いただきたいと思います。１ページめくっていただき７７ページでございます。今期補正予算は、第２条収益的収入及び支出について補正を行うものでございます。

８５ページを御覧いただきたいと思います。水道事業収益としまして、鳥取県中部地震に伴い破損した山田配水池の復旧に係る国庫補助金１５１万７,０００円を見込んでおります。

下段の水道事業費用につきましては、災害復旧事業の委託費と工事費３８４万９,０００円を計上したこと、また、営業外費用として消費税額の減額を行うものでございます。

以上が専決処分の承認について、専決第１１号、平成２８年度三朝町水道事業会計補正予算（第２号）の細部説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） これより質疑に入ります。

質疑は議事の進行上、１件ごとに議案の順を追ってすることといたします。

議案第８３号、専決処分の承認について（平成２８年度三朝町一般会計補正予算（第４号））について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議案第８４号、専決処分の承認について（平成２８年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号））について、質疑ありませんか。

３番。

○議員（３番 池田 雅俊君） 簡易水道のことにしまして、ある地区でずっと濁って濁ってというのがありました。この詳細につきまして、だいたい何日間ぐらいの濁りがあってどういう処理によって何日後に復旧したか。その復旧するまでの間の対策をどういうふうにとられた、これの説明を求めます。

○議長（福田 茂樹君） 米原課長。

○建設水道課長（米原 英章君） 簡易水道の濁りでございますけども、先ほど説明のなかで申し

上げました。簡易水道１１施設でございます。当初から濁りましたのでその対策として、第１回目は２０リットルのポリタンクを該当集落に配付しました。続いて２日３日後にそういった被害が拡大しまして、それから５００リットル入るポリタンクを該当集落に置きました。坂本に至りましては戸数が多いということで公民館の方に２つ、１トンと、それから下の方の集落に５００リットルと３個置いて、１．５トンのタンクローリーで給水を行いました。

保健事業団の方に水を採取していただきまして、安全な水であるという確認を行うために、濁度、色度並びに５１項目全部の検査をしました。復旧は２回目の検査が、１１月の２日に保健事業団に出したものがオーケーという連絡が３日か４日の夕方でありまして、関連集落には安全な水ですので飲んでくださいということで電話連絡し、それで終わっています。

ただ、あと１つ坂本におきましては、協力的な会社といいますか、清水合金という会社がございまして、熊本地震の方でも置いていただいた濾過機を今現在置いています。もうじき撤去したいと思っておりますけども、余震が続く限り置いてもらっている状況です。以上です。

○議長（福田 茂樹君） よろしいですか。

○議員（３番 池田 雅俊君） はい。

○議長（福田 茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑を終結し、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議案第８５号、専決処分の承認について（平成２８年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第１号））について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議案第 86 号、専決処分の承認について（平成 28 年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号））について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議案第 87 号、専決処分の承認について（平成 28 年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号））について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議案第 88 号、専決処分の承認について（平成 28 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 2 号））について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第 10 議案第 89 号 から 日程第 11 議案第 90 号

○議長（福田 茂樹君） お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して、日程第１０及び日程第１１の２件の議案を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して、日程第１０及び日程第１１、すなわち議案第８９号及び議案第９０号の２件の議案を一括議題とすることといたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 議案第８９号、平成２８年度三朝町一般会計補正予算（第５号）について、主な概要を申し上げます。

まず、鳥取県中部地震の災害復旧、復興等に関してでございますが、先ほど議案第８３号で御説明申し上げました一般会計補正予算（第４号）に計上しました、災害対策、災害復旧に関する事業について、事業の実績見込み等を精査した上で所要の調整を行ったほか、新たに被災した集落公民館等の修繕を支援することにより集落コミュニティの早期再建や地域の活性化を図ることとしております。

また、風評被害対策については、観光業における宿泊キャンセルや新規予約の減少等が町内の飲食業や商店等にも相当な影響を与えていることから、商工会が実施する消費喚起事業を支援することにより、地震の影響が町内経済に深刻な影響を与えることのないよう万全を期したいと考えております。

震災関連の予算の概要は以上ですが、この他今期補正予算では、人事院勧告による職員の給与の改定等、人件費の調整を行うこととしております。

以上が今回の補正の主な内容でございますが、これらの財源については、国県支出金や町債について所要の調整を行ったほか、ふるさと応援基金等の活用を図ることとし、今期補正予算では歳入歳出それぞれ３，０１１万２，０００円を追加し、補正後の予算の総額を５３億８，５８５万８，０００円とするものでございます。

議案第９０号、平成２８年度三朝町水道事業会計補正予算（第３号）につきましては、人事院勧告による職員の給与の改定等、人件費の調整を行おうとするものでございます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第８９号、平成２８年度三朝町一般会計補正予算（第５号）について、赤坂財務課長。

○財務課長（赤坂 英樹君） 議案第 89 号、平成 28 年度三朝町一般会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。

議案書 89 ページを御覧いただきたいと思います。今回の補正額については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ、3,011 万 2,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 53 億 8,585 万 8,000 円とするものでございます。

主な内容を事項別明細書等により御説明させていただきます。歳出から御説明申し上げます。

今期の補正予算では、人事院勧告による職員の給与の改定等について、それぞれの費目におきまして人件費の補正を行っております。内訳につきましては、104 ページ及び 105 ページに給与費明細書を掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

次に、鳥取県中部地震の災害復旧・復興等に関してでございますが、先ほど、議案第 83 号で御説明申し上げました、補正予算第 4 号に計上しました災害対策・災害復旧等に関する事業について、実績見込み等を精査した上で、それぞれの費目において財源も含め、所要の調整を行っております。

今回新たに計上したものとしましては、96 ページ、総務費の諸費にございます集落公民館等災害復旧補助金ですが、これは、被災した集落公民館等の修繕を支援することにより、集落コミュニティの早期再建や地域の活性化を図ろうとするものでございます。

また、99 ページ、商工費の商工振興費でございます。震災の風評被害対策について、観光業における宿泊キャンセルや新規予約の減少等が、町内の飲食業や商店等にも深刻な影響を与えていることから、商工会が実施する消費喚起事業を支援することにより、町内経済への震災の影響を最小限に食い止めるよう、追加で風評被害対策を実施しようとするものでございます。

続いて、歳入について、主なものを御説明申し上げます。議案書 95 ページでございます。

まず、国庫支出金、県支出金、町債等につきましては、各事業の財源となる補助金等について所要の調整を行っているものでございます。

また、繰入金でございますが、今回計上した事業の一部にふるさと応援基金を活用することとしたほか、所要の調整を行うこととしております。

以上が平成 28 年度三朝町一般会計補正予算（第 5 号）の概要でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（福田 茂樹君） 議案第 90 号、平成 28 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、米原建設水道課長。

○建設水道課長（米原 英章君） 議案第 90 号、平成 28 年度三朝町水道事業会計補正予算（第

3号)について御説明申し上げます。

議案書は、107ページから御覧いただきたいと思います。1ページめくっていただいて109ページです。今期補正予算は、第2条収益的収入及び支出、また第3条議会の議決を経なければ流用することができない経費としてこの補正を行うものでございます。

118ページの費目明細書を御覧いただきたいと思います。水道事業費用の総係費としまして、人事院勧告による職員の給与の改定により人件費の調整を行い減額するものでございます。

以上が平成28年度三朝町水道事業会計補正予算(第3号)の細部説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長(福田 茂樹君) これより質疑に入ります。

質疑は議事の進行上、1件ごとに議案の順を追ってすることといたします。

議案第89号、平成28年度三朝町一般会計補正予算(第5号)について、質疑ありませんか。
6番。

○議員(6番 山口 博君) 99ページにあります、消費喚起支援事業補助金のどのような内容のものに使う予定なのか説明願います。

○議長(福田 茂樹君) 椎名企画観光課長。

○企画観光課長(椎名 克秀君) 内容につきましてでございますが、大きく2つございまして、1つはプレミアム商品券の発行でございます。これにつきましては、500円券を24枚綴りといたしまして、1冊1万2,000円でございますが、プレミアム率を20%付けておりまして、それを1万円で販売をさせていただくという事業でございます。販売の総額としましては2,000万円で、プレミアムを付けました2,400万円が発行総額となります。

それともう1つでございますが、これにあわせまして年末に商工会まつり、12月25日の予定でございますが、ほっとプラ座の方で抽選会等を行う祭りを開催させていただきたいとするものでございます。以上です。

○議長(福田 茂樹君) よろしいですか。

○議員(6番 山口 博君) はい。

○議長(福田 茂樹君) ほかに、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田 茂樹君) 質疑を終結し、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田 茂樹君) 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第90号、平成28年度三朝町水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第91号 から 日程第13 議案第92号

○議長（福田 茂樹君） お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して、日程第12及び日程第13の2件の議案を一括議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して、日程第12及び日程第13、すなわち議案第91号及び議案第92号の2件の議案を一括議題とすることといたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 議案第91号、三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第92号、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての2つの議案について御説明申し上げます。これは本年度の人事院勧告に基づき一般職員及び特別職の給与について、人事院勧告に準じた所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第91号、三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第92号、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、西田総務課長。

○総務課長（西田 寛司君） 議案第91号、三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明申し上げます。議案書119ページを御覧いただきたいと思います。

平成28年8月8日に人事院が民間給与との格差を是正するため、給与の改定及び勤勉手当の引き上げ等の勧告を行いました。本町職員の給与等につきまして、人事院勧告を尊重し、勧告に準じて改定しようとするものでございます。

主な改正点は、三朝町職員の給与に関する条例におきましては、1点目、勤勉手当の支給率を現行の100分の80から100分の85とし、平成28年12月期から適用しようとするものでございます。2点目は、給料表を400円の引き上げを基本に改定し、現行より約0.2%引き上げようとするもので、平成29年1月1日から施行しようとするものでございます。3点目は、扶養手当の見直しでございます。配偶者に係る手当を他の扶養親族と同額にし、現行の1万3,000円を6,500円に減額し、子供に係る手当を増額し、現行の6,500円を1万円にしようとするものでございます。4点目は、三朝町職員の勤務時間、休暇に関する条例におきまして、介護休暇の請求できる期間を3回まで分割できるようにしようとするのと同時に、介護時間を新設し、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認しようとするものでございます。

以上が議案第91号、三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正についての細部説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして議案第92号、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。議案書141ページを御覧いただきたいと思います。

平成28年8月8日の人事院勧告に準じて改定しようとするものでございます。主な改正点は、期末手当の支給率の改定でございます。6月期の期末手当を現行の1.50月から1.55月分に、12月期の期末手当を現行の1.65月分から1.70月分に引き上げるもので、平成28年12月期から適用しようとするものでございます。

以上が議案第92号、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての細部説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） これより質疑に入ります。

質疑は議事の進行上、1件ごとに議案の順を追ってすることといたします。

議案第91号、三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 9 2 号、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 9 3 号

○議長（福田 茂樹君） 日程第 1 4、議案第 9 3 号、三朝町税条例等の一部改正ついてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） ただいま提案されました三朝町税条例等の一部改正について、町税等の減免を受けようとする時は、納期限前 7 日までに申請書を提出するよう規定されております。しかし、この度の鳥取県中部地震のような止むを得ない理由により申請が困難であったと町長が認めた場合には、町長が別に定める期間内に町税等の減免申請を提出することができるようにするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 続いて、細部説明を求めます。

片岡町民税務課長。

○町民税務課長（片岡 里美君） 議案第 9 3 号、三朝町税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

議案書は 1 4 3 ページから 1 4 6 ページでございます。この度の改正は、平成 2 8 年 1 0 月

21日に発生した鳥取県中部地震の被災者のうち、町税等の減免を受けようとする者の負担の軽減を図るため、また、これを契機に災害や、その他やむを得ない理由により申請が出来ない場合における減免手続きの期限の特例を定めるよう、所要の改正を行おうとするものでございます。

あわせて国民健康保険税、介護保険料につきましても同様に改正するものでございます。

以上が三朝町税条例等の一部改正の概要でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 茂樹君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議員派遣について

○議長（福田 茂樹君） 日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、お手元に配付しておりますとおり、議員派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣することに決定いたしました。

○議長（福田 茂樹君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件は、議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて平成28年第7回三朝町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時43分閉会
